

# 9月10日(木)から調査員がすべての世帯を訪問します

10月1日を基準日に国勢調査が全国一斉に実施されます。パソコン・スマートフォンでも回答できますので、ぜひご利用ください。

国勢調査に関するお問い合わせは  
国勢調査コールセンター 0570-07-2015



いつでもどこでも、便利に回答。  
パソコンやスマホでの回答を可能に！

インターネット回答は  
9月10日～20日

# 国勢調査 2015

インターネット回答がなかった世帯には  
調査員が調査票をお配りいたします！

調査票での回答は  
10月1日～7日



9月10日～12日  
回答用IDを配布

9月10日～20日  
インターネット回答

9月26日～30日  
調査票を配布

10月1日～7日  
調査票を提出



☎ 88-11117  
(市役所1階)  
国勢調査勝山市実施本部

また、回答を拒んだり虚偽の回答をした場合の罰則も定められています。

正確な統計を作成するために、統計法で調査項目に回答する義務が定められています。

国勢調査には  
回答の義務があります

調査員、地方公共団体の職員などには、統計法による守秘義務が課せられています。

個人情報には  
厳格に保護されます

## インターネット回答数予想クイズ

『平成27年国勢調査の福井県におけるインターネット回答数は、いくつでしょうか？』

※7月1日現在の世帯数は280,965世帯

- 賞品▶ 1等 越前がに (1人)
- 2等 若狭ふぐセット (2人)
- 3等 三ツ星若狭牛セット (3人)
- 4等 福井県特産品 (15人)

応募資格▶ 福井県内に居住する人

応募締切▶ 9月20日 (日)

応募方法▶ はがき、FAX、メールに①答え②郵便番号③住所④氏名⑤年齢⑥電話番号を記入

☎・問 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

国勢調査福井県実施本部

☎ 0776-20-0272

FAX 0776-20-0630

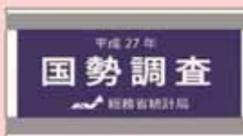
E-Mail kokuchou@pref.fukui.lg.jp

## かたり調査にご注意ください！

統計調査をよそおい、不正に個人情報を得ようとする「かたり調査」にご注意ください。調査員は、調査活動中「国勢調査員証」などを携帯していますので、「怪しい」と感じたら、即答は避け、市役所までご連絡ください。



調査員証



腕章



手さげ袋

# あなたにも、マイナンバー。はじまります。

平成27年10月から12月にかけて、すべての市民の皆さまにマイナンバー（個人番号）の通知カードを簡易書留郵便により、世帯単位でお届けします。通知を確実にお受け取りいただくために、今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、住民票の異動をお願いします。

また、身分証明書として使える「マイナンバーカード」は、申請から、平成28年1月から無料で交付します。



平成27年  
10月から  
マイナンバーを  
一人ひとりに  
お届けします！

マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん

## ！マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります

3つのメリット	<p><b>1</b> 行政の効率化 手続きが正確で早くなる</p> <p>行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。</p>	<p><b>2</b> 国民の利便性の向上 面倒な手続きが簡単に</p> <p>申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。</p>	<p><b>3</b> 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止</p> <p>行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。</p>
---------	--	---	---

## ！通知カードが届いたら

### カードを大切に保管する

マイナンバーは生涯変わりません。同じ番号を使い続けますので、カードを紛失しないようご注意ください。

### 各種手続の際に利用

転居や婚姻など、カードの記載内容が変更になるときにもカードが必要になります。

### 勤務先に提示する

勤務先などで税や社会保障関係の手続きをするとき、本人や家族のマイナンバーの提示が必要です。

### 知らない人に教えない

マイナンバーが悪用される危険性を減らすため、マイナンバーの取り扱いには慎重に行ってください。

マイナンバー制度のお問い合わせは

全国共通マイナンバーコールセンター

**0570-20-0178**

平日9:30～17:30

(土日祝日・年末年始を除く)

※通話料がかかります

☎ 制度全般に関すること

総務課 (市役所2階) ☎88-8116

通知カード、マイナンバーカードに関すること

市民課 (市役所1階) ☎88-8102

**お知らせ**  
次の条件に該当する方は、住民票の住所地以外の居所でマイナンバーの通知カードを受け取ることができません。9月25日(金)までに、「居所情報登録申請書」を住民票のある住所の市区町村に持参または郵送してください。  
申請書は、最寄りの市民課窓口または総務省ホームページなどで入手できます。  
・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方  
・DV、ストーカー行為など、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動されている方  
・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方